

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

75

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等協同組合等からの申請・報告処理のシステム化

提案団体

福岡県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合等からの提出書類の申請・報告処理を行うシステムの構築

具体的な支障事例

現在、中小企業等協同組合から法で定められている決算関係書類や役員変更届の提出が紙媒体で行われており、(本県所管組合分約 1,200 組合)管理が煩雑になりつつある。
また、当該組合における事務の権限移譲により、複数の行政庁が共管する組合が増えており、当該組合は上記報告書類や定款変更認可申請書等、所管行政庁に提出する書類を複数部作成し、各所管行政庁に提出しなければならない。それに伴い、組合からは「手間がかかる」との声をよく聞くようになった。
さらに、定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

(行政側)

- ・報告書類の量及び保存事務時間の軽減
- ・複数行政庁所管組合の認可日調整作業撤廃
- ・所管行政庁変更の連絡漏れによる所管不明等、人的ミスの削減

(組合側)

- ・複数行政庁所管組合の資料作成作業軽減
- ・報告書類の提出漏れ等、人的ミスの削減

根拠法令等

中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉県、神奈川県、川崎市、大阪府、高知県

○認可日(施行日)調整については、現在、経済産業局が取りまとめを行っているが、10月の権限移譲により恐らく都道府県が行うこととなると思われる。所管に本省が入っていると、施行日決定までに大変時間を要している様子であり、施行日管理・調整は円滑な事務運営において支障をきたしている。

○中小企業協同組合の提出書類については、今後国からの権限移譲も控えており、地方自治体の更なる事務量増加は確定的である。必要書類の添付漏れや記載漏れは毎年頻繁に生じており、「制度改正による効果」を得ることができれば、事務の煩雑さは大幅に改善されると考える。また、許認可業務においては、行政庁間で標準処理期限が異なることもあり、認可日の調整業務のみならず、指摘事項の情報共有等ができると、統一的な見解や速やかな指導につながると考える。将来的には、組合指導業務が抱える課題を全般的に解決できるような基礎システムの構築をご検討いただけるとありがたい。

○中小企業等協同組合から法で定められている決算関係書類や役員変更届の提出が紙媒体で行われているため、文書保管が煩雑になり、保管場所の確保が困難になっている。

○申請や届出の書類を紙媒体で作成して所管行政庁ごとに提出させることは、組合にとっては負担が大きいのではないかと思われる。定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、新しい所管行政庁から連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。全国一律に同様の事務が行えるよう、システムの構築(構築後の改修も含む。)は、国の負担により行っていただきたい。

○複数行政庁が所管している組合の認可日調整作業が煩雑であり、組合側からも提出する書類に漏れが生じることがある。その場合、所管行政庁内で組合に連絡を調整する作業も煩雑である。また、所管行政庁が移管になった際の連絡も、移管先が移管元に連絡しなければ把握できないため、正確な所管組合数が把握できない。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

160

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

家賃低廉化補助に係る制度の見直し及び当該補助対象者の基準の緩和

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第3第1項第9号に規定される住宅確保要配慮者専用賃貸住宅について、補助要件として、同要綱第4第4項第6号の二に賃貸人が賃借人から権利金、謝金等の金品を受領しないことを規定しているが、地域の実情に応じて、内容及び金額の上限を設定した上で、それらを賃貸の条件とすることを可能とする規制緩和を求める。

また、同要綱第4第4項第1号のロに規定される入居世帯の所得要件について、家賃相場が高い地域においては、所得上限を公営住宅法の裁量世帯水準とするよう、規制緩和を求める。

具体的な支障事例

「住宅市場動向調査(国土交通省 2018 年)」によると、平成 30 年度における更新手数料及び礼金有りの物件は、首都圏では7割近くに上るとされている中、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅としての登録について、不動産店や物件オーナーからは、補助要件に当てはまる賃貸条件とした場合、通常は得られる更新手数料や礼金が得られず、収入低下につながり、メリットを感じられないという声が多く寄せられていることから、補助を受ける物件の増加を阻む要因の一つとなっていると推測でき、結果として、十分な住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を確保が難しい状況にある。

また、首都圏においては、家賃相場が高く、新耐震基準を満たし複数人で居住できる住宅は月 10~12 万円程度が相場で、家賃低廉化補助を受けたとしても「月額所得 15 万 8 千円以内」という利用者要件があるため、住宅費の負担割合が高くなり、住宅確保要配慮者とのマッチングに支障をきたしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本制度において、賃貸人からの権利金、謝金等の金品の受領が可能となれば、礼金及び更新料が設定されている大多数の物件が住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の対象となり、補助を受ける物件が倍以上に増加する可能性がある。

また、所得上限が緩和されれば、全国と比較して家賃相場の高い地域において、ひとり親世帯を含む複数人で居住できる住宅について、住宅確保要配慮者が利用しやすくなる。

根拠法令等

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第4第4項第1号のロ、第6号の二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

苫小牧市、川崎市、京都市、神戸市

○当市においては、更新手数料や礼金の要件について、不動産業者等から要望を受けていないが、求める措置の具体的内容中に「地域の実情に応じて、内容及び金額の上限を設定した上で」と付されていることから、同様の改正の必要性を認める。また、所得上限を公営住宅法の裁量世帯水準とすることについても、改正の必要性を認める。